

平成29年度 介護保険料の減免申請

洞爺湖町では、第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の減免を、次の基準で実施しています。該当すると思われる人は、健康福祉課介護保険グループ、洞爺総合支所または洞爺湖温泉支所で申請してください。

■申請期限

7月31日(月)まで
(締め切り後も随時受付)

■減免申請に必要なもの

①印鑑

②世帯全員の収入が証明できるもの(平成28年度中の年金支払通知など)

※遺族年金、障害年金、労災年金など受給の人は必ず添付が必要です。

③口座振込用口座番号の確認できるもの(預金通帳またはキャッシュカード)

※代理人が申請する場合は、写しでも可。

■減免該当者

次の①～③の全てに該当する人

①所得段階別保険料が、

第1段階 年額24,300円と決定した人

第2段階 年額34,000円と決定した人

第3段階 年額40,500円と決定した人

※生活保護を受給されている人は減免の対象外となります。

②世帯の収入(年金、仕送りなど)が、生活保護の基準以下の人

生活保護基準(例)

年 齢	単身世帯(年額)	2人世帯(年額)
65～69歳	861,540円	1,280,560円
70歳以上	811,500円	1,192,000円

※世帯の人数や年齢の構成により、基準は若干増減しますので目安としてお考えください。

③本人や世帯構成員が土地、家屋などの固定資産を保有していない人

■減免内容・・・減免金額と減免後の保険料は次の金額になります

段 階	減免前の保険料	減免金額	減免後の保険料
1 段階	24,300円	13,500円	10,800円
2 段階	34,000円	13,500円	20,500円
3 段階	40,500円	13,500円	27,000円

平成29年
8月から

介護保険高額介護サービス費の基準が変わります

高額介護サービス費とは？

介護サービスを利用する場合に支払う利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。新たに申請が必要な人にはお知らせが届きます。

対象となる人	平成29年7月までの負担の上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人 ※1	44,400円(世帯)	44,400円(世帯) ※2
世帯のどなたかが町民税を課税されている人	37,200円(世帯)	$\frac{44,400円(世帯)}{2}$ <見直し> 同じ世帯の全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が町民税を課税されていない人	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人など	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人) ※2
生活保護を受給している人など	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※1
同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の人がおり、同じ世帯の65歳以上の人の収入の合計が520万円以上(単身の場合は383万円以上)である場合を指します。

※2
「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した人全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用した本人の負担の上限額を指します。

●どんな改正が行われるの？

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している人と利用していない人との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯の誰かが町民税を課税されている人の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。ただし、介護サー

ビスを長期に利用している人に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12カ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)